

平成20年度環境配慮契約法基本方針検討会懇談会開催要領

1. 目的

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）（以下、「環境配慮契約法」という。）は、平成19年11月に施行され、第5条に基づく「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）が平成19年12月に閣議決定された。あわせて、基本方針の詳細を記した解説資料がとりまとめられた。

基本方針については必要に応じて見直すこととされており、学識経験者等からなる「環境配慮契約法基本方針検討会」の下、「環境配慮契約法基本方針検討会懇談会」を開催し、基本方針及び解説資料の見直しの可能性について検討を行う。ただし、懇談会での議論は必ずしも基本方針の改定を前提としたものではない。

2. 検討事項

懇談会の検討事項は次のとおりとする。

(1) 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向

(2) 次の契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

① 電気の供給を受ける契約

② 使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入などに係る契約

③ 省エネルギー改修事業に係る契約

④ 建築物に関する契約

⑤ 国及び独立行政法人等の契約であって、①から④以外のもの

(3) その他温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する重要事項

3. 組織等

(1) 懇談会は、検討事項に関連する学識経験者等のうちから、総合環境政策局長が参集する者をもって構成する。

(2) 懇談会の座長は環境配慮契約法基本方針検討会において選任する。

(3) 懇談会座長は懇談会の議事運営に当たる。

(4) 検討事項と関係のある者を懇談会座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。

4. 公開等

(1) 会議は原則公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合等においては、懇談会座長は、会議を非公開とすることができる。

(2) 会議の資料及び議事録については、(1)に準じて、会議の終了後、ホームページ等により公表する。開示範囲については、事務局が案を作成して、懇談会座長の承認を得るものとする。

5. 庶務

懇談会の庶務は、環境省総合環境政策局環境経済課において行う。

6. その他

その他必要な事項は、事務局が案を作成して、懇談会座長の承認を受けて定める。